

下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会（第7回）議事要旨

（福岡地域委員会庶務）

1 日時

平成17年9月26日（月）13：30～16：10

2 場所

福岡高等裁判所公用室

3 出席者

（委員）絹川信博，坂本雅子，津田聰夫，西村重雄，簗田孝行（委員長）

（庶務）渡邊総務課長，中島総務課課長補佐

（説明者）白石事務局長

4 議題

(1) 平成18年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

(2) 平成18年4月の弁護士任官候補者に関する情報収集について

(3) 平成17年度判事補任命候補者について

5 審議資料

17 裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について（通知）（添付省略）

18 裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について（依頼）（案－検察庁に対するもの）

- 19 裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について（依頼）（案 - 弁護士会に対するもの）
- 20 裁判官への任官希望者に関する情報受付の周知について（依頼）（案 - 裁判所に対するもの）
- 21 裁判官への任官希望者に関する情報の提供について（依頼）（案 - 検察庁に対するもの）
- 22 裁判官への任官希望者に関する情報の提供について（依頼）（案 - 担当事件の相手方代理人に対するもの）
- 23 裁判官への任官希望者に関する情報提供者の氏名等の提出について（依頼）（案 - 任官希望者に対するもの）
- 24 裁判官への任官希望者に関する情報の提供について（依頼）（案 - 任官希望者の弁護士活動をよく知っている者に対するもの）

## 6 協議

庶務から配布資料に関する説明を行った上で、以下のとおり協議が行われた。

- (1) 平成18年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について  
庶務から本年度の再任（判事任命）候補者に関する情報収集については、昨年度と同様の方法を執り、審議資料18及び19の依頼文書を地域委員会からそれぞれ発出する旨提案した。これに対し、分かり易さなどの観点から、依頼文書の表現振りについて、いくつかの修正案が提案され、これらの提案を踏まえて、依頼文書の表現振りについて修正を加えた上で、依頼文書を発出することとされたが、最終的にどのような表現振りにするかについては、委員長に一任することとされた。
- (2) 平成18年4月の弁護士任官候補者に関する情報収集について  
ア 庶務から、9月9日（金）に開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会で、弁護士任官候補者については、昨年同様、地域委員会から同候補者が所属する弁護士会に対応する裁判所及び検察庁に対して指名候補者の名簿を提供し、所属する裁判官又は検察官から指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、それを直接受け付ける旨を周知するよう依頼するとのとりまとめが行われた旨説明し、審議資料20及び21の依頼文書を地域委員会からそれぞれ発出する旨提案したところ、任官希望

者の氏名等は，個人のプライバシーに関する情報と言えることから，依頼文書に情報管理に留意すべき旨の文言を加えるべきであるとの意見が出され，その旨了承された（後に協議された審議資料 2 2 及び 2 4 についても同様の文言を加えることとなった。）。

また，分かり易さなどの観点から，依頼文書の表現振りについて，いくつかの修正案が提案され，これらの提案を踏まえて，依頼文書の表現振りについて修正を加えた上で，依頼文書を発出することとされたが，最終的にどのような表現振りにするかについては，委員長に一任することとされた。

イ また，庶務から，同日開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会で，所属弁護士会に対するアのような周知方の依頼については，今回の候補者についても留保され，弁護士が有する情報の収集のために，地域委員会から，担当事件リスト（指名諮問委員会から送付されるもの）に記載されている相手方代理人（当地域委員会の管内の弁護士会に所属するものに限る。）に対し，情報の提供を依頼するとともに，候補者の弁護士活動の実情をよく知っている者に対しても，できる限り具体的で詳細な内容の責任のある情報の提供を依頼することとされた旨説明し，相手方代理人に対しては，審議資料 2 2 の依頼文書を，候補者の弁護士活動の実情をよく知っている者については，審議資料 2 3 の依頼文書に基づいて候補者に 5 人程度の弁護士の氏名等を提供してもらった上で，候補者から提供のあった弁護士に対して審議資料 2 4 の依頼文書を，それぞれ地域委員会から発出する旨提案した。これに対し，依頼文書の表現振りについて，いくつかの修正案が提案され，これらの提案を踏まえて，依頼文書の表現振りについて修正を加えた上で，依頼文書を発出することとされたが，最終的にどのような表現振りにするかについては，委員長に一任することとされた。

(3) 平成 1 7 年度判事補任命候補者について

従前と同様の取扱いとすることとされた。

## 7 次回期日

次回の福岡地域委員会は，1 1 月 1 4 日（月）午後 1 時 3 0 分に開催されることとなった。